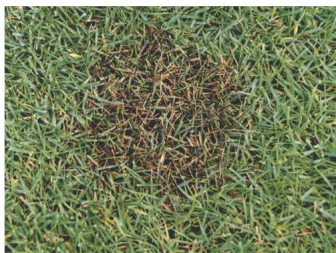


降雨で拡大：芝草の葉枯病

暖かくなると芝生上に目立ってくる芝草病害。とはいえ病害の区別はなかなか難しいのが管理者の悩みではないでしょうか。今回は代表的な芝草病害のひとつ「カーブラリア葉枯病」のお話です。降雨で伝染・拡大するというこの病害の特徴をみてみましょう。

芝草の病害では、芝生上の外観に現れる集団的な症状を「パッチ」と呼び、それに対して芝草個体に現れる症状を「病斑」として区別します。



パッチ部の拡大写真↑
http://www.nissan-nouyaku.jp/amenitec/byouki/20kaburia_s.htm

→排水不良箇所に激発した様子「ユニカス製品案内」より

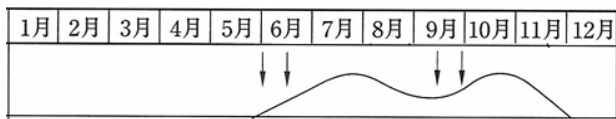


カーブラリア葉枯病のパッチ(犬の足跡) http://www.nissan-nouyaku.jp/amenitec/byouki/20kaburia_s.htm

「カーブラリア葉枯病」は、そのパッチが直径数cm～十数cmの茶褐色不定形で、散在して発生することが多いことから「犬の足跡」とも呼ばれています。とはいえ大形に出る場合もあり、湿気を帯びると溶けたようにもみえることから、イギリスでは“とけた病斑 (Melting out)”とも呼ぶようです。放置しておくともどんどん拡がり、芝地全体が枯死することもあるようです。

芝草個体でみると、はじめ葉に水浸状の小斑点が生じ、やがて赤褐色楕円形のゴマ状の病斑となり、それが増加・融合し、いずれほふく茎や根にも拡がって枯死に至ります。

これは全ての芝草に生じる病害で、通常5月中旬から梅雨明けの7月の高温多雨時、あるいは秋の降雨時に多発します。それはこの病原菌であるカーブラリア菌(子のう菌類)の発育適温が25～28℃であるのに関係しています。この菌は雨滴伝染すると言われ、降雨数日後に急速に拡がることもあり、また水はけの悪いところによく発生します。冬季は菌糸や胞子の形で、サッチ(有機残渣など)や罹病部の中で越冬します。



葉枯病の防除適期 「緑の安全管理士」テキストより

殺菌剤を用いて防除する場合、散布適期は発病初期、つまり5・6月か9月ですが、できるだけ耕種的防除を心がけましょう。まず菌の繁殖の場となるサッチの集積を抑えるために、刈取後の茎葉をよく回収・処分し、除去・分解を図ることが基本です。これはどんな病害にも言えることですが、特にカーブラリア菌は寄生と腐生どちらの能力も優れた菌ですので、なお重要と言えるでしょう。この菌は湿気を好むので、排水を良好にして土壌の通気性を高めることのほか、散水では過灌水にならないよう地中にしみこむようにし、回数を減らすことや、午前中～昼間までに行きたくは行かないようにすることも大切です。これは葉面が濡れている時間が長いと菌の侵入を助長するためです。同じ理由で、日陰になる部分を減らして風通しをよくするとよいでしょう。また窒素肥料の過用も避けましょう。バランスのよい施肥は病害予防にもつながります。

なお「ヘルミントスポリウム葉枯病」という病害もありますが、カーブラリア葉枯病と胞子の形が異なるだけで病状も対処法も非常に類似しているため、同じ病害として扱われています。



→カーブラリア葉枯病の病斑

http://www.nissan-nouyaku.jp/amenitec/byouki/20kaburia_s.htm



カーブラリア菌の菌糸と胞子(分生子) http://www.nissan-nouyaku.jp/amenitec/byouki/20kaburia_s.htm



(左)カーブラリア菌の胞子(右)ヘルミントスポリウムの胞子 「芝生の病虫害と雑草」より

製品紹介

ラリー水和剤

予防・治療効果と耐雨性、そして幅広い適用



- 有効成分：ミクロブタニル 10%
- 毒性：普通物
- 魚毒性：B類
- 原体メーカー：ダウ
- 包装：335g/袋、20袋入り/ケース



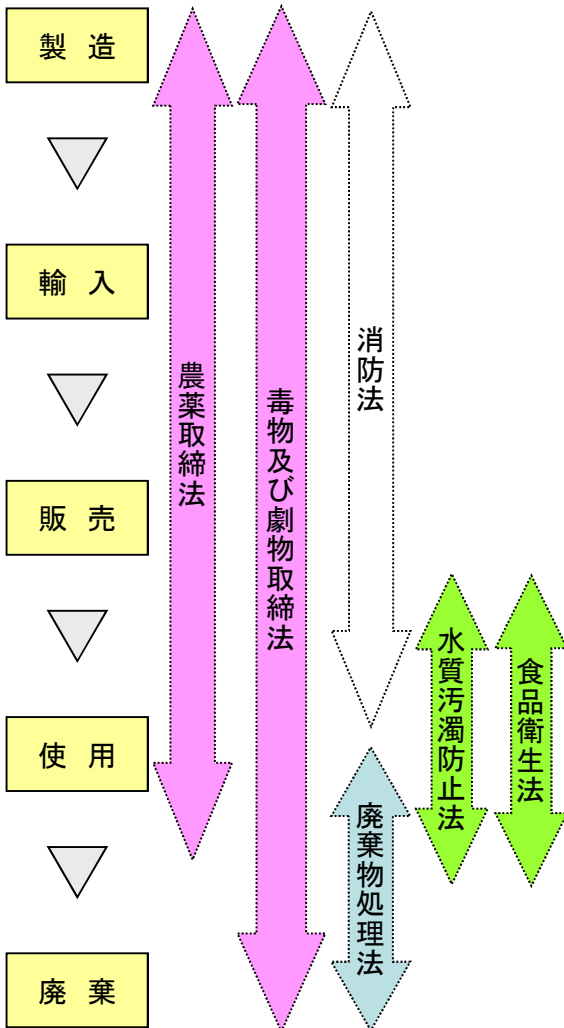
- 植物体への侵入を阻止するほか、植物体内での菌糸の伸長と生育を強く阻害する(エルゴステロール阻害剤)ため、予防・治療効果いずれにも優れています。
- 降雨による影響を受けにくく安定した効果を示します。
- 芝以外に果物や野菜などにも適用があります。
- 粉末は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意してください。

作物名	適用病害名	使用時期	希釈倍率	希釈液散布量/10a
日本芝	カーブラリア葉枯病	発病初期	1500倍	250L
	さび病/カーブラリア葉枯病		1500~2000倍	1000L
バミューダグラス	ヘルミントスポリウム葉枯病			
ブルーグラス	ダラースポット病			
ベントグラス	ヘルミントスポリウム葉枯病			
	ダラースポット病		1500倍	250L

MONTHLY TOPICS

農薬に関連する法律

農薬は、農業はもちろん緑地管理においてもなくてはならない存在ですが、その性格上環境中に直接放出するもので、かつ生理活性機能を有するものなので、化学物質の中でも厳しく法律で規制されています。



「農薬取締法」はもちろんその代表格で、農薬の定義に始まりその製造・輸入・販売・使用について定められています。その中でも特に急性毒性が強いものについては「毒物及び劇物取締法」が追加適用されます。また引火性を有するものには「消防法」がその保管や運搬について定めています。

農薬の使用については、農薬取締法だけでなく水質汚濁防止法や食品衛生法、環境基本法なども適用されます。

「水質汚濁防止法」は読んで字のごとく水質汚染を防止するための法律ですが、散布された農薬が流れ出て水産動植物に被害を与えたり公共用水域の水質を悪化させたり、さらにはそれによって人畜へ影響することがないように、その恐れのある農薬を指定し、また使用を規制するためのものです。

「食品衛生法」は食物の安全性に関する法律ですが、ここに挙げられる理由は輸入野菜の残留農薬問題、国内の無登録農薬使用問題と密接に関係しています。平成18年5月から、基準の設定されていない農薬が0.01ppm以上含まれる食品の流通が原則禁止となりました。これがいわゆる「ポジティブリスト制度」で、緑地管理者としては散布時の飛散（ドリフト）による影響が大きな問題となっています。

「PRTR法」は有害なかどうかハッキリしていない化学物質が環境にどれだけ排出されているかを念のため把握するための法律ですが、農薬は今のところ対象となっていません。

そして廃棄される農薬やその容器については廃棄物処理法が適用されます。このように農薬の最初から最後まで厳しい法の目が光っていることとなります。

コンプライアンスの徹底というだけでなく、安全性や環境への配慮という意味でも遵守していきましょう。

取扱い・お問合せは—

緑を育み、未来へつなぐ

 株式会社 サカイグリーン

〒930-0171 富山県富山市野々上150番地
TEL:076-434-0036 FAX:076-434-4968